

# 社会福祉法人志真会

## 法人事業継続計画

### (地震・風水害・感染症)

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この事業継続計画（以下「BCP」という。）は、社会福祉法人志真会（以下「法人」という。）の震災等の災害が発生した際に利用者と職員の安全を確保し、継続的に介護サービス、保育等の福祉サービスを実施するために以下の事を目的とする。

- (1) 利用者と職員の安全を守る。
- (2) 利用者・学童・園児（以下「利用者等」という。）に対するサービスを継続的かつ安定的に提供する。
- (3) 法人理念に基づき、地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす。

##### (基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、BCPにおける基本方針を以下のとおり定める。

区 分	内 容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別養護老人ホーム</li><li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li><li>・ 短期入所生活介護</li></ul>	利用者の生命の維持及び生活の維持継続に必要な食事・介護・看護に関するサービスの提供を継続する。 ライフラインの復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用する。 事業所内環境を可能な限り維持するため、事業所建物の被災状況の把握を行い、また、衛生環境の低下を防ぐ。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・ 通所介護事業所</li></ul>	当日利用者の安全確保を最優先とし、被害を把握して緊急対策を講じた段階で、在宅の独居利用者から安否確認を行う。必要に応じて事業所への宿泊あるいは避難所への避難など、安全な場所の確保に努める。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訪問介護事業所</li></ul>	独居利用者から優先して安否確認を行い、緊急時には包括支援センター等と協力して、避難所等の安全が確保できる場所への避難を支援する。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 居宅介護支援事業所</li><li>・ 地域包括支援センター</li></ul>	独居利用者から優先して安否確認を行い、緊急時には他事業者・地域包括支援センター（室）と協力して、避難所等の安全が確保できる場所への避難を支援する。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童クラブ（学童保育）</li><li>・ 認可保育園</li></ul>	児童の安全確保を最優先とし、保護者が迎えに来た園児・児童から順次保護者への引継ぎを行う。保護者へ引き渡しができない園児・児童及び帰宅困難な保護者については園児・児童と同様に宿泊対応を実施する。君津市担当課と情報を共有し、必要な指示を得る。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 給食部</li></ul>	ライフラインの復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用し、食事サービスを継続する。 状況に応じて関係機関と情報を共有し、必要な物品の援助要請を行う。

(適用範囲)

第3条 このBCPは、法人内の事業所に勤務する全職員に適用する。職員は、災害が発生した際は、BCP及び関連するマニュアルに則って行動する。

(BCPの運用体制)

第4条 災害時に利用者等及び職員の安全を確保し、サービスの提供を効果的に実施するためには、BCPを具体的で実践的なものとする必要がある。

したがって、法人災害対策本部は、災害対策委員会でBCPを年に1回見直し及び災害訓練時の都度検証を行うとともに、職員が共通理解を深められるよう周知を図る。また、防火管理者及び防災責任者と協議し、職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるために以下のとおり研修・訓練を行う。

(1) 事業所内訓練

- ①地震発生時の対処方法
- ②初期消火活動
- ③利用者等の安否確認の方法
- ④出入口の確保
- ⑤安全な避難スペースの確保及び誘導の方法
- ⑥応急手当の方法
- ⑦夜間を想定した訓練
- ⑧緊急時、施設外への伝達方法の確認（電話か徒歩）
- ⑨地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

(2) 地域との防災訓練等の連携

- ①事業所近隣地域との関係性を強化し、災害時の相互協力体制の連携を図る。
- ②各事業所は、必要に応じて地域の防災担当者と連絡先を相互に交換し、災害時の情報を共有する。
- ③防災訓練実施時に地域に訓練内容を公開し、また、段階的に地域住民の参加を図り連携を強化する。

## 第2章 災害時における組織体制と被害想定

(災害対策本部の設置)

第5条 法人は、君津圏域で震度6弱以上の地震が発生した場合及び水害等による大規模な被害が発生した場合、特別養護老人ホーム夢の郷に「法人災害対策本部」(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

震度6弱未満の地震の場合であっても利用者や職員及び建物等に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるなど緊急の対応が必要な場合にも設置する。ただし、その場合は本部長(本部長代理)が本部員と協議し設置する。

(災害対策本部の構成と役割)

第6条 前条の規定に則り設置された災害対策本部の構成及び役割は、以下のとおりとする。ただし、本部長代理については、職指定により順位を決めてその職位にある者が就くこととする。

担当	責任者	役割
本部長	理事長	・全体の指揮及び判断・災害対策本部の設置
本部長代理	統括施設長	・本部長の補佐及び代行業務
事務局	事務課長 事務主任	・関係機関との連絡調整及び協力要請 ・各事業所との連絡調整 ・被災状況に関する情報収集 ・本部長の指示伝達
本部要員	生活相談員(相談員補助) 施設介護支援専門員 事務員 環境	・災害用備品(発電機等)の確保・配分 ・職員の被災、参集状況の把握 ・施設、設備等の被災状況の確認、情報収集 ・ボランティア受け入れ調整 ・ライフラインの確保 ・その他庶務
部局	・給食 ・介護 ・居宅 ・看護 ・給食部長 ・栄養士 ・副施設長 ・居宅管理者 ・看護主任	・食事サービスの継続、食材等の調達 給食部職員の出勤可能職員に把握・確保 等 ・介護職員の出勤可能の職員の把握・配置 等 ・利用者の被災状況の情報収集 等 ・傷病者の把握、応急処置、医薬品の確保 等
各事業所	責任者 ・施設長 ・管理者 ・園長 ・センター長	・事業所の被害状況、ライフラインの把握 ・事業所周辺の被害状況の把握 ・利用者等の被災状況の把握 ・職員の被災状況、出勤可能職員の把握

順位	職位	職名	備考
1	本部長代理	統括施設長	
2	事務局	事務課長	
3	外部	つばさグループ	株式会社オールプロジェクト代表取締役

順位第3位 つばさグループ「株式会社オールプロジェクト・津金澤代表取締役については

災害対応において、災害発生後72時間を経過して時点で、志真会の体制構築が整い次第災害対策本部の指揮系統を志真会に引き継ぐものとする。

また、志真会では可能な限り早期に理事会を開催し、災害後の法人運営に再構築について協議を行う事とする。

(災害内容の規模及び被害の想定)

第7条 BCP策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりとする。なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事項がある場合は、適宜見直すこととする。

(1) 震災・水害

想定震度水害等	震度7大災害を伴う水害等
建 物	建物の倒壊はなし（一部損傷あり）
ライフライン	事業所周辺地域一帯3日間停止（電気・ガス・水道）
通 信	電話：不通或いは通話困難携帯：不通（3日間） PCインターネット：使用不可携帯メール：使用不可
周辺地域	家屋の一部倒壊あり
交 通	混乱により、翌日まで利用困難。

(2) 長期停電

長期停電	大型台風等により、1か月程度の長期停電が予測される災害
建 物	建物の倒壊はなし
ライフライン	電気のみ不通、ガス・水道は影響なし
通 信	電話：開通（不通の可能性もあり）携帯：開通 PCインターネット：使用可能携帯メール：使用可能
周辺地域	君津圏域全域の停電
交 通	君津圏域交通運休状態

(3) 感染症

感染症	緊急事態宣言発令時を伴う感染発生時（新型コロナウイルス等）
建 物	建物の倒壊はなし
ライフライン	電気・ガス・水道の影響なし
通 信	影響なし
周辺地域	公共施設・病院への入館禁止状態
交 通	交通障害なし

(人的被害等の想定)

第8条 前条の想定による人的被害は以下の通り想定する。

(1) 震災の場合

①職員の状況

- ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生する。
- ウ) 夜間や休日の発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。
- エ) 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

②利用者の状況

- ア) 揺れによる転倒や落下物等による負傷者が発生する可能性がある。
- イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。
- ウ) 不穏な精神状態となる可能性がある。

(2) 水害の場合

①職員の状況

- ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生する。
- ウ) 夜間や休日の発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。

②利用者の状況

- ア) 居宅利用者の場合、地域のによっては水没等の被害の可能性があり避難が必要となる。
- イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。
- ウ) 不穏な精神状態となる可能性がある。

(3) 長期停電の場合

①職員の状況

- ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- イ) 交通障害による職員の通勤が困難になる。
- ウ) 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

②利用者の状況

- ア) 夏場の発生時は体温調整が困難になる。
- イ) 家電が使えなくなることにより食事提供が非常食対応となる。
- ウ) 外部からの食料調達が必要となる。
- エ) 不穏な精神状態となる可能性がある。

(4) 感染症の場合

①職員の状況

- ア) 感染及び濃厚接触者等、就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。

②利用者の状況

- ア) クラスタ感染のリスクが上がる。
- イ) 職員からの感染リスクが高くなり、死亡を伴う病状になる可能性がある。
- ウ) 外出自粛に伴う不穏な精神状態となる可能性がある。

(職員の体制)

第9条 災害発生時における職員の体制については、震度6弱以上の地震が発生したときは、職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認したうえで所属事業所に参集する。(東日本大震災時、関東震度5強で公共交通機関の停止程度であったため、自主参集を震度6弱以上とした。震災状況によっては各施設防災責任者で適宜判断し、連絡網やメールを通じ参集呼びかけを行う。)

対策本部要員参集表

	～5分	～10分	～15分	～20分	～30分	30分～	計
夢の郷	3	6	4	4	2	3	22
つばさ	3	2	1				6
計	6	8	5	4	2	3	28

### 第3章 災害時における優先業務

#### (災害時優先業務)

第10条 災害時においては、利用者等と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、利用者の生活の維持に必要な不可欠なサービスを継続して提供する事を優先に取り組む。

また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務等について優先的に実施する。

- (1) 発生後1時間以内に行う業務等
  - ① 発生直後の安全確保
  - ② 安全な場所への避難誘導
  - ③ 利用者等と職員の安否確認
  - ④ 事業所の被害状況の確認
  - ⑤ 災害対策本部への被災状況報告
  - ⑥ 災害対策本部の設置及び第1回災害対策会議の実施
- (2) 発生後24時間以内に行う業務等
  - ① 備蓄品の使用準備
  - ② 今後のサービスの提供方針及び役割分担の確認
  - ③ 主な優先業務の具体的実施方法等の確認
  - ④ 利用者等家族や関係機関、業者等への連絡
- (3) 発生後72時間以内に行う業務
  - ① 救援物資の受け入れ体制の確保
  - ② 行政・関係団体等への被災状況の報告
  - ③ 被災状況に応じて行政・関係団体等への支援要請
  - ④ 福祉避難所としての要救護者の受け入れ準備、ボランティア希望者の受け入れ体制の確保
  - ⑤ 復旧に向けた取り組み

#### (縮小・中断する業務)

第11条 災害時において利用者の生命の維持、安全の確保のため縮小・中断しても利用者等と職員の生命の維持と安全確保に重大な影響を及ぼさないサービス等については縮小・中断する事とする。

なお、災害発生時における業務縮小の基準は、参集職員数に応じ下表のとおりとする。

#### (1) 震災・水害

サービス内容等	参集職員数		
	夜勤者のみ	夜勤者+宿直者+α	通常の50%程度
業務基準	利用者等と職員の安全確保のみ	生命と安全を確保する最低限の業務	食事・排泄を中心に行いその他は中止・縮小
食事提供	他の職員が参集するまではなし 備蓄食糧の確認	出来る範囲で備蓄食糧を提供 定時にはこだわらない	備蓄食糧を提供 ライフラインの復旧に応じて調理
食事介助 口腔ケア	他の職員が参集するまではなし	出来る範囲で介助	順次介助

入浴介助 清拭	他の職員が参集するま ではなし	入浴なし 失禁等必要性のある利 用者から清拭	入浴なし 清拭は適宜実施
排泄	必要な利用者のみ	オムツ対応等回数減	ほぼ通常どおり
余暇活動	中止	中止	中止
清掃	中止	中止	必要箇所のみ実施
洗濯	中止	使いすて可能品を使用	見通しが付くまで使い 捨て出来る物を使用
夜間体制	いる職員で対応	いる職員で対応	夜勤時間の延長変則勤 務の開始
保育事業	生命維持・安全重視に努めた日中活動		

## (2) 長期停電

災害時の基本業務は上記震災・水害に準じて行動する。ただし、1ヶ月以上の停電が見込まれることから各施設において次頁の通り発電に関する対応を行うこととする。

非常用自家発電機設備が設置されていない事業所については、小型発電機（ポータブル）の優先順位となるため、エレベーター・エアコンについては機器の適合等の検査を行い、今後の検討課題としていくこととする。

拠点／事業所名	発電に関する優先順位
特養夢の郷 ・短期夢の郷 ・児童クラブ ・デイ夢の郷 ・居宅夢の郷	①非常用自家発電設備による全館及び設備に72時間電気供給可能 72時間以降、災害協定締結先ガソリンスタンドより燃料の供給により継続供給可能
特養つばさ ・短期つばさ	①非常用自家発電設備による事務所・各階カウンター・厨房冷蔵庫に13時間電気供給可能 13時間以降、災害協定締結先ガソリンスタンドより燃料の供給により継続供給可能 ②吸引器等の医療機器 ③照明器具
あいあいハイム ・訪問つばさ ・24時間つばさ ・夜間つばさ	①吸引器等の医療機器 ②照明器具・通信機器の充電 ③冷蔵庫（特に夏季）
リビングサポート ・短期リビング	①吸引器等の医療機器 ②照明器具・通信機器の充電 ③冷蔵庫（特に夏季）
つばさ小糸の郷	①吸引器等の医療機器 ②照明器具・通信機器の充電 ③冷蔵庫（特に夏季）
小糸・清和包括	①ノートパソコン、携帯電話の充電 ②複合機の提示電源入れ（FAXの保留を打ち出す）
つばさ保育園 ・一時保育	①冷蔵庫 ②照明器具・携帯電話の充電

### (3) 感染症

災害時の基本業務は上記震災・水害に準じて行動する。ただし、感染にかかる業務形態については下記の通り運用する。

	感染発生から蔓延・収束期までの運用
通勤方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤前に、自分の体調を自覚し検温など必要な対策をとる</li><li>・公共機関を利用する場合はマスクの着用を行う</li><li>・出勤時に手指の消毒をする</li><li>・衣類については、出退勤時と仕事着に分けて対応する</li><li>・手指消毒剤〔携帯用〕を携帯する</li><li>・自宅に帰れない職員の宿泊場所の確保（男女別等の配慮の必要あり）を、法人本部・管理者判断にて検討する。</li></ul>
業務中の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染マニュアル及び緊急職種別合同会議による決定事項に則り消毒管理を行う</li><li>・出勤時と退勤時の消毒、手洗い、うがいの実施</li><li>・外から室内に入る場合は、入口で一度手指消毒を行ってから入室し、手洗い、うがいの実施後、再度手指消毒を行う</li><li>・衣類については出退勤時と仕事着を分けて対応する</li><li>・業務中はマスクを着用する</li><li>・1日3回の施設消毒を行う</li><li>・定期的に室内の換気を実施する〔常に換気が行われている状態にする〕</li><li>・状態、状況状態に応じたスタンダードプリコーション（標準予防策）を徹底する (屋外での対応)</li><li>・職員が利用者等宅への訪問する際は、手指消毒キットを携帯し、入退室時に全身と手指の消毒をする。</li></ul>
ケア・保育対応	<p>(高齢者施設)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1日2回の検温測定を実施する</li><li>・風邪症状についてはかかりつけ医へ相談し、健康管理を徹底する</li><li>・体調変化を見逃さず、症状がある場合は必ず管理部に報告・相談する (発熱、咳痰、発汗、食欲低下、倦怠感、呼吸、意識レベル、脈拍異常、血圧異常、排尿/排便異常、その他を見逃さず速やかに対応)</li><li>・体調異常者は、速やかに個室対応を原則とする。 (室内で不可能な場合のトイレ、洗面台使用は、場所を限定し使用後の消毒を必ず行う)</li><li>・職員の体調管理の徹底、不要不急の外出の自粛、家族の健康状態にも最新の注意を怠らない</li><li>・職員の体調不良時は、管理者に連絡し指示を仰ぐ。 自宅療養の場合は、検温、及び心身状態を一定期間報告する (感染者がいる場合)</li><li>・発熱、咳痰、発汗、呼吸、意識レベル、頻脈、血圧異常は <math>SpO_2</math>〔血中酸素飽和濃度〕を測定し、症状ある期間は継続する (通い対応時)</li><li>・バイタル異常及び感冒症状等、感染の疑いがある方は帰宅していただく</li><li>・帰宅が難しい方は個室対応し、担当職員を決める</li><li>・装着可能な方はマスクを使用する。手洗いの徹底等、防御策を実施</li></ul>

(保育園・学童保育)

- ・登園時と午睡明け（保育）、その他園児・児童の体調を見て適宜検温測定を実施する。
- ・園児・児童の年齢に応じた手洗い・マスク着用等の感染予防対策などを指導し、遂行できるように保育をする。
- ・体調不良の際は保護者にすみやかに連絡をし、お迎えを要請する。  
その間必要があれば療養室等で隔離して保育を行う。
- ・登園前に体調を今一度確認してから登園するように保護者に依頼する。

～職員に対して～

- ・職員の出社時の体温測定・手洗い・マスク着用等の感染予防対策等の徹底。不要不急の外出の自粛、家族の健康状態にも最新の注意を怠らない
- ・職員の体調不良時は、管理者に連絡し指示を仰ぐ。  
自宅療養の場合は、検温、及び心身状態を一定期間報告する

## 第4章 平常時における備え

### (事業所の外部環境)

第12条 法人の各事業所における周辺地域の外部環境を常時把握しておく。

(1) 各事業所所在地のハザードマップにおける危険区域等は下記のとおりである。

事業所名	所在地	洪水	高潮	土砂災害	地震
特養夢の郷	君津市杉谷 3-1	区域外	区域外	区域外	危険度 3
特養つばさ	君津市貞元 510	区域外	区域外	区域外	危険度 3
あいあいハイム	君津市郡 2-7-10	区域外	区域外	区域外	危険度 2
つばさ保育園	君津市郡 2-9-19	区域外	区域外	区域外	危険度 2
小糸・清和包括	君津市上 255-1	床下浸水	区域外	区域外	危険度 3
つばさ小糸の郷	君津市上 257-1	床下浸水	区域外	区域外	危険度 3
リビングサポート	木更津市永井作 263-1	区域外	区域外	区域外	危険度 4

上記の表により、事業所周辺の地域特性として倒壊危険度が総じて高い事が分かる。

B C Pでは、この調査結果を踏まえて後述する備品の整備・点検を行う。

(2) 近隣住民との顔の見える関係作り

人的資源、物的資源の共有化や相互支援体制について地域住民や近隣の介護施設と連携するため、平常時から顔の見える関係作りを取り組んでいく。(自治会・消防団等)

### (事業所の安全対策)

第13条 防災規程に基づき、地震動による転倒や移動または落下等の二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う。水害等における対応については、風水害対策マニュアルを参照。

(1) 落下物・倒壊への対策

- ① 書棚や食器棚等のガラス製のものには割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強を行う。
- ② 机、ロッカー、箆筒、冷蔵庫などの電化製品等は、金具等で固定するなど、転倒や移動の防止を図る。
- ③ 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。
- ④ 利用者が日常的に使用するスペース等には極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める。(防災・衛生チェック表にて管理)

(2) 避難経路の確認等

- ① 事業所内の避難経路や消火器の設置場所等については、建物平面図等に記載し、誰もが確認できる場所に貼り出しておく。
- ② 利用者の状況に応じた避難方法(徒歩・車椅子等)を、職員が認識できるよう周知を行う。
- ③ 日常的な散歩コースについて、危険箇所及び避難場所の図面を作成し、外出時には持参する。

(備蓄品の整備等)

第14条 社会福祉法人志真会災害計画に基づき備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

①備蓄食糧は非常食献立表に基づき、必要食数を確保する。

ただし、長期停電に伴う食料備蓄については、3日間の備蓄食料が切れる前に、長期停電の可能性が少しでも疑われた時点で、災害対策本部の運用により、常温での食料確保を市役所、千葉県高齢協等を通じて調達し、各施設へ搬送していく。

②期限を過ぎた飲料水は可能な限り事業所で保管し、生活用水として活用する。

③日常的に使用する備品については、通常使用分以外にも備蓄分を確保し、定期的に更新を行いながら管理する。

④利用者個別の服薬情報や医療事項を記載した緊急カード（各施設運用のフェイスシート等）を作成し、控えを含め保管する。

（氏名、生年月日、血液型、服薬情報、医療行為の必要性、その他注意事項等）

⑤災害発生後、一定期間ゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所等についても職員間で検討し、情報を共有する。

⑥発電機等の使用方法については、訓練等の機会に使用方法を職員全員が理解できるよう努める。

(訓練の実施・計画の見直し等)

第15条 災害時において、利用者と職員の安全を確保し、BCPで定めた優先業務等を効果的に遂行し、また、より具体的で実践的な内容にするためには、職員全員がBCPや災害時の優先業務等の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施出来ることが必要である。

そのために、BCPの周知とBCP第4条に記載の訓練を繰り返し行い、その過程で明らかとなった課題や対策等については防災委員会で年に1回見直しを行い、防災対策本部・職員会議でPDCAサイクル（注）を通じてBCPの継続的な改善を行う事とする。

2 このBCPは、関係法令の改正や社会的情勢及び法人の事業展開に合わせて、防災対策本部で検討を行い、理事長の決裁により改定施行する。

(注) PDCAサイクル

Plan：計画の策定 ⇒Do：周知・訓練の実施 ⇒Check：点検・検証 ⇒Action：計画の見直し

(附則)

1. この事業継続計画（BCP）は、令和6年4月1日より施行する。

事業所名の略称（この計画に使用する事業所名は下記の略称を使用する。）

事業所名	事業所名略称
特別養護老人ホーム夢の郷	特養夢の郷
短期入所生活介護夢の郷	短期夢の郷
デイサービスセンター夢の郷	デイ夢の郷
居宅介護支援事業所夢の郷	居宅夢の郷
夢の郷児童クラブ	児童クラブ
特別養護老人ホームつばさ	特養つばさ
短期入所生活介護つばさ	短期つばさ
サービス付き高齢者向け住宅あいあいハイム	あいあいハイム
訪問介護事業所つばさ	訪問つばさ
24時間訪問介護事業所つばさ	24時間つばさ
夜間対応型訪問介護事業所つばさ	夜間つばさ
小規模認可保育園つばさ保育園	つばさ保育園
小規模多機能型居宅介護事業所つばさ小糸の郷	つばさ小糸の郷
君津市小糸・清和地域包括支援センター	小糸清和包括
サービス付き高齢者向け住宅リビングサポート木更津	リビングサポート
短期入所生活介護リビングサポート木更津	短期リビング